

令和6年度第2回森町特別職報酬等審議会次第

日 時 令和6年10月25日（金）

午後1時30分～

場 所 森町町民生活センター2階 集会室

1 開会

2 議題

・町議会議員の報酬について

3 その他

4 閉会

森町特別職報酬等審議会委員名簿

(任期：令和6年10月3日～審査終了まで)

(敬称略)

No.	区分	氏名	役職等
1	町内会	野口 勉	森町町内会長連絡協議会 代表
2	商工団体	鈴木 康之	森町商工会 会長
3	農業団体	佐野 敦子	森町農業委員会 会長
4	女性団体	鈴木 郁子	森町エコグループ 代表
⑤	学識経験者	山本 俊康	元森町議会議長
6	学識経験者	田地野 慎哉	ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社 総務部長
7	学識経験者	金原 岳洋	浜松磐田信用金庫 森町支店長
8	学識経験者	野口 正美	町民 代表 (豊田合成株式会社)

○ ……会長

改正

昭和45年3月25日条例第27号

平成16年12月21日条例第19号

平成16年12月21日条例第25号

平成19年3月26日条例第1号

平成20年9月22日条例第19号

平成30年9月28日条例第20号

森町特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料（以下「特別職報酬等」という。）の額について審議するため、森町に、森町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問)

第2条 町長は、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、必要の都度、森町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから町長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第25号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成20年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日条例第20号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

原価方式の算定モデルによる森町議会議員 概算活動日数
(日数は令和4年実績値)

I	議会活動【議会事務局においてカウント】	88 日	
	1 本会議・委員会・協議調整の場・派遣(公務)		44 日
	(1) 本会議(全員)		
	定例会		16 日
	臨時会		5 日
	(2) 議会運営委員(5人) + 議長		
	議会運営委員会		10 日
	(3) 常任委員(全員)		
	常任委員会		6 日
	常任委員会所管事務調査(先進地視察)		2 日
	(4) 全議員(全員)		
	全員協議会		5 日
	2 法定外会議・住民との対話等(政務)		36 日
	(1) 全議員(全員)		
	行財政問題課題研究会		11 日
	(2) 議会だより編集委員(6人) + 議長		
	議会だより編集委員会		13 日
	(3) ICT利活用推進委員(7人)		
	ICT利活用推進委員会		3 日
	(4) 議会運営委員(2人) + 議長		
	事前調整		4 日
	(5) その他		
	議員研修		3 日
	来庁対応		2 日

II 議員活動【各議員からの報告の平均値】	42 日 (=338時間÷8)
ア 議会活動に付随する活動	111 時間
(議案の精読・作成提出、一般質問や質疑・討論の準備、 各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等)	
【議長】他の自治体へ出張	
【議長】県・国・北海道へ出張	
【議長・副議長・議運委員長】議案の事前説明	
【議長・副議長・議運委員長】議会日程等打合せ	
【議長】北海道森町、岡山県奈義町視察受入対応	
議案の精読	
議案勉強会	
一般質問、質疑・討論準備	
報告書作成	
袋井市森町広域行政組合議会(3人)	
中遠広域事務組合議会(2人)	
東遠学園組合議会(1人)	
中東遠看護専門学校組合議会(2人)	
調査研究等	
(浜岡原発(御前崎市)・川越火力発電所(三重県)、宇刈最終処分場、 きためばえ、中高一貫教育(埼玉県大宮市)、小山町、浜松市、 御前崎市、町内予算付箇所現場確認、他多数)	
静岡県地方議会議員研修会(静岡市)	
川根本町・吉田町・森町町議合同研修会	
市町村議員セミナー(千葉県)	
市町村議員研修(滋賀県)	
広報クリニック勉強会(東京)	
イ 議員としての住民対話	72 時間
(請願・陳情対応、情報収集、広報活動等)	
【議長】請願書受付(議長室)	
【議長】近隣議会議長・各種団体挨拶対応(議長室)	
【議長】近隣市挨拶回り	
町内会要望書提出	
情報収集	
広報活動	
(各地区・各町内会交流会、町内会・組長会等への町政報告、 町政報告リーフレット作成、町民からの呼び出し(町政説明) 他)	
災害対応(洪水、土砂崩れ、倒木及び停電他、現地確認)	

【議長】国土交通省陳情(東京都)
【議長・副議長】県予算要望・挨拶回り(静岡市)
【議長】土地開発公社等理事会、期成同盟会監査 等
【議長】地方創生有識者会議・各種委員会 等
【議長】森町袋井インター通り線 締結式 等
【議長】静岡県町村議長会総会 等(静岡市)
【議長】高校理事会の出張・挨拶 等
【議長】挨拶文の作成(文化協会・体育協会等各種団体総会・大会、
消防団出初め式・成人式等各種式典 等)
消防救急隊訓練披露会(袋井市)
文化協会・体育協会等各種団体総会・大会等
森町消防団(入退団式・出初め式・査閲 等)
森町戦没者追悼式
環境衛生自治協議会【静岡市】
森町農業再生協議委員会
森町国民健康保険運営協議会
はたちの集い
小中学校関係行事、会議 等
(入学式・卒業式、文化祭、運動会、教育振興会、活性化計画 他)
学校跡地・学校推進協(町民センター・学校)
交通安全広報(インターバル作戦)
江東区民まつり・ふるさと交流会(東京都)
杭迫伯樹氏関係(セレモニー等)
一宮土地改良区年次総会
森町体育協会
森町文化協会
森町漁業協同組合
森町商工会
森町都市計画審議会
森町国際交流協会
森町観光協会
森町歴史伝統文化保存会
森町を語る会
街並みと蔵展
東遠学園丘の上フェスタ
きためばえ開所式・運動会

エ その他の議員活動

46 時間

【議長】前・元議員の葬儀等への参列

ツーリズム、町でつながる

(丸山・JA・公民館・三倉総合会館・磐田農大・エルドロードなど)

小國神社、各地域神社の祭典・行事

住民からの相談・問合せ対応(内容により町内会へ)

他市町議員との交流

交通安全インターバル作戦

＜答申書イメージ 1＞

令和 年 月 日

森町長 太田 康雄 様

森町特別職報酬等審議会
会長 山本 俊康

議会の議員の議員報酬の額について（答申）

令和6年10月3日付けで本審議会に諮問のありました「議会の議員の議員報酬の額」について、審議会を2回開催し、各種関係資料を基に公正かつ慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

1 審議の結果

議員報酬の額は、次のとおりとすることが適当である。

議長 319,000円

副議長 262,000円

常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 250,000円

議員 241,000円

2 審議の経過と要旨

審議に当たっては、議員定数等調査特別委員会報告書、全国の類似団体の平均値、人口17,000人規模の平均値等を参考としたほか、一般行政職の給与変動の状況や昨今の社会経済情勢等、本町の置かれている状況を十分認識した上で、それぞれの職務と職責に見合った額であるか、その額が町民の理解と納得が得られるものであるかを慎重に審議した。

議員のなり手不足という課題に加え、本町の議員報酬が県内町の議員報酬の平均より低いことを確認し、全国の類似団体の平均値及び人口17,000人規模の平均値の平均の額程度に増額することについて、多くの委員の賛同が得られたため、議員報酬の額については、1のとおり結論に達した。

3 附帯意見

審議会の中で次の意見が出されたので、答申に当たり、次のとおり付け加える。

- (1) 議員報酬の額について審議するに当たり、町民の理解を得るためには議員定数を減らすこととする意見があったが、本審議会は報酬の額について審議することを目的とする審議会であるため、議員定数の適正化については、町の現状や課題、今後の社会経済情勢を十分考慮する中で、議会自らに引き続き検討されたい。
- (2) 町議会の活動が町民に理解され、魅力を感じられるよう、議員及び議会活動の更なる情報発信について併せて検討されたい。

＜答申書イメージ 2＞

令和 年 月 日

森町長 太田 康雄 様

森町特別職報酬等審議会
会長 山本 俊康

議会の議員の議員報酬の額について（答申）

令和6年10月3日付けで本審議会に諮問のありました「議会の議員の議員報酬の額」について、審議会を2回開催し、各種関係資料を基に公正かつ慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

1 審議の結果

議員報酬の額は、据え置くことが適当である。

2 審議の経過と要旨

審議に当たっては、議員定数等調査特別委員会報告書、全国の類似団体の平均値、人口17,000人規模の平均値等を参考としたほか、一般行政職の給与変動の状況や昨今の社会経済情勢等、本町の置かれている状況を十分認識した上で、それぞれの職務と職責に見合った額であるか、その額が町民の理解と納得が得られるものであるかを慎重に審議した。

議員のなり手不足という課題に加え、本町の議員報酬が県内町の議員報酬の平均より低いことを確認し、全国の類似団体の平均値及び人口17,000人規模の平均値の平均の額程度に増額することについて、多くの委員の賛同が得られたが、その一方で、議員報酬の増額が町民の理解と納得を得られるかという観点では、議員定数の削減を行い増額すべきという意見が出された。

上記の経過により、当審議会としては、議員報酬の額については、1のとおり結論に達した。

3 附帯意見

審議会の中で次の意見が出されたので、答申に当たり、次のとおり付け加える。

町議会の活動が町民に理解され、魅力を感じられるよう、議員及び議会活動の更なる情報発信について併せて検討されたい。